

1. 件名：日本核燃料開発（株）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和5年12月12日（火） 10時30分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、宮本主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

日本核燃料開発（株）

品質知財本部 部長代理 他3名

5. 要旨

○日本核燃料開発（株）（以下「使用者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第55条の2第3項の規定に基づき、令和5年11月29日付けで使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・ 共通事項

✓ 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の5第1項第5号に係る記載では、変更許可事項を正確に整理したうえで、設計及び工事の方法を説明し、当該設計及び工事の方法が、法第55条の2第2項各号へ適合していることについて、具体的な設計（以下「詳細設計」という。）により説明すること。

なお、詳細設計の説明は、必要に応じ図、表等を用い、分かり易いものとする。

✓ 変更許可事項については、当該事項が「技術上の基準に適合するものであること」に係る設計条件の場合は当該条件として、それ以外のものは、「その工事が許可等によるものであること」に係る設計条件として整理し、漏れなく詳細設計へインプットすること。

✓ また、使用前検査については、位置、構造及び設備が、詳細設計のとおりであることを、1号検査、2号検査及び3号検査により、適切な検査方法を用いて確認すること。

・ 添付4-4の「2. 3地震による損傷の防止」について、設計条件と設計結果の関係を変更許可事項に基づき適正化すること。また、設計結果のう

- ち、横滑りに関するものについては、評価条件に基づき、滑り防止用ネオプレンゴムの取り付け位置、必要寸法等の詳細設計を正確に記載すること。
- ・添付4-9の「火災等による損傷の防止」について、過加熱防止機構の詳細設計として安全上当該機構を動作させるべき温度を設定した上で、当該温度に基づき、当該機構の計器誤差を考慮した動作設定値を説明すること。また、機能検査では、当該機構の動作設定値に対し、計器誤差を考慮した許容範囲を判定基準として設定すること。
 - ・添付4-11の「使用施設等の機能」について、装置本体及び制御盤に係る安全機能確認のための検査又は試験、並びに当該安全機能の維持のための保守又は修理ができる設計条件を示し、その条件に基づく詳細設計により、技術基準への適合を示すこと。
 - ・今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○使用者から了解した旨の回答があった。

6. その他

配付資料：なし（核燃料物質の使用施設等の使用前確認申請書（令和5年11月29日付け NFD発第3537号）を使用）

以上